



呉市地域社会教育施設(鹿島・大向)の利用休止について

倉橋地区に6カ所ある「呉市地域社会教育施設」のうち、鹿島と大向について令和5年4月1日(土)より利用休止することとします。

<参考> 呉市地域社会教育施設条例(抜粋)

(目的及び設置)

第1条 学校の統合により学校教育の用途としては使用されなくなった校舎、体育館、講堂等について、地域住民の交流施設又はスポーツ施設としての再利用を図り、もって、体育普及、健康増進、コミュニティ、レクリエーション及び研修の場としての地域住民の生涯学習に係る拠点とするため、呉市地域社会教育施設(以下「教育施設」という。)を次のとおり設置する。

名 称	位 置
西宇土社会教育施設	呉市倉橋町 4055 番地の 5
鹿老渡社会教育施設	呉市倉橋町 16537 番地
鹿島社会教育施設	呉市倉橋町 18733 番地
須川社会教育施設	呉市倉橋町 3301 番地の 4
研修センター大向	呉市倉橋町 4379 番地の 2
宇和木社会教育施設	呉市倉橋町 5926 番地の 2